

生活保護減 違憲と提訴

佐賀地裁 県市に取り消し要求

国が昨年8月から新

基準に基づき生活保護費を引き下げたのは違

憲として、佐賀県内に

住む40代から70代の14

人が25日、県や佐賀市

を相手取り、引き下げ

の取り消しを求める行

政訴訟を佐賀地裁に起

こしました。

弁護士によると、この問題をめぐり、全国

で審査請求が行われて

いますが、提訴は初めて。

新基準では、昨年8

月から生活保護費のうち

食費などに充てる生

活扶助の基準額が平均

6・5%引き下げられ

ました。

訴状によると、原告

らは食費や通院費を減

らすなどして対応

しており、「健康で文

化的な最低限度の生

活」以下の生活を強い

られた」と違憲を主張。新基準は「専門家の意見を踏まえておらず、裁量権を逸脱している」と指摘しています。

難病を患い、200

2年から受給している

松木隆照さん(51)は

「さらに消費税が8%

に上がれば、必要なものが買えなくなる。燃料費と食費を切り詰めるしかない」と訴えました。